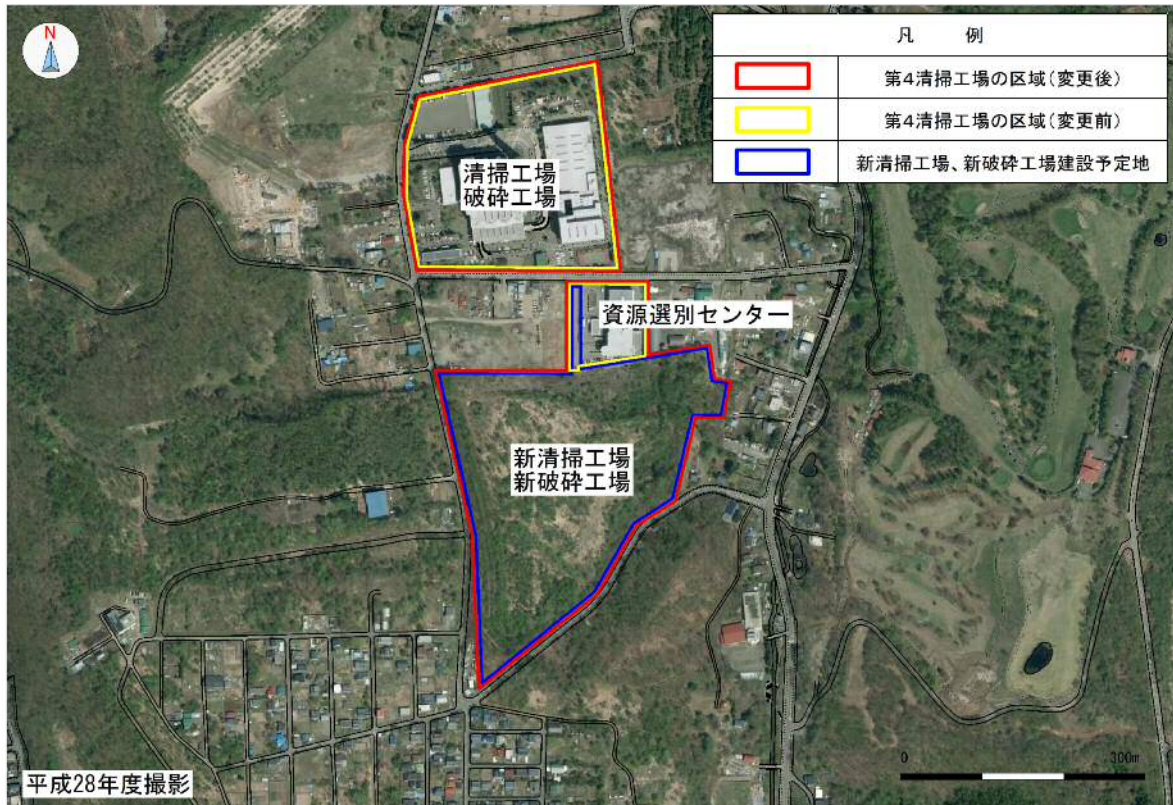


□ 第4清掃工場について



1 都市計画の内容

○札幌圏都市計画ごみ焼却場の変更

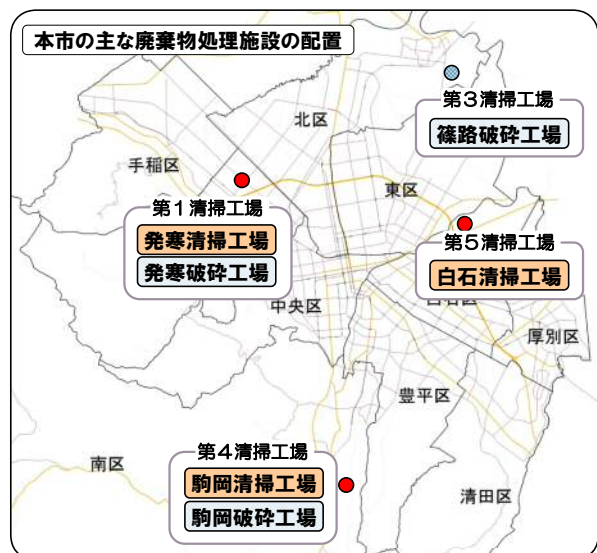
- ・ 名称：第4清掃工場
- ・ 位置：札幌市南区真駒内129番地、135番地及び602番地の各一部
- ・ 区域面積：約151,300m<sup>2</sup>（変更後）

2 経緯

- 昭和55年 都市計画ごみ焼却場に第4清掃工場を追加（清掃工場・破碎工場の新設）
- 昭和60年 第4清掃工場（清掃工場・破碎工場）竣工
- 平成9年 第4清掃工場の区域を変更（資源選別センターの新設）
- 平成10年 第4清掃工場（資源選別センター）竣工

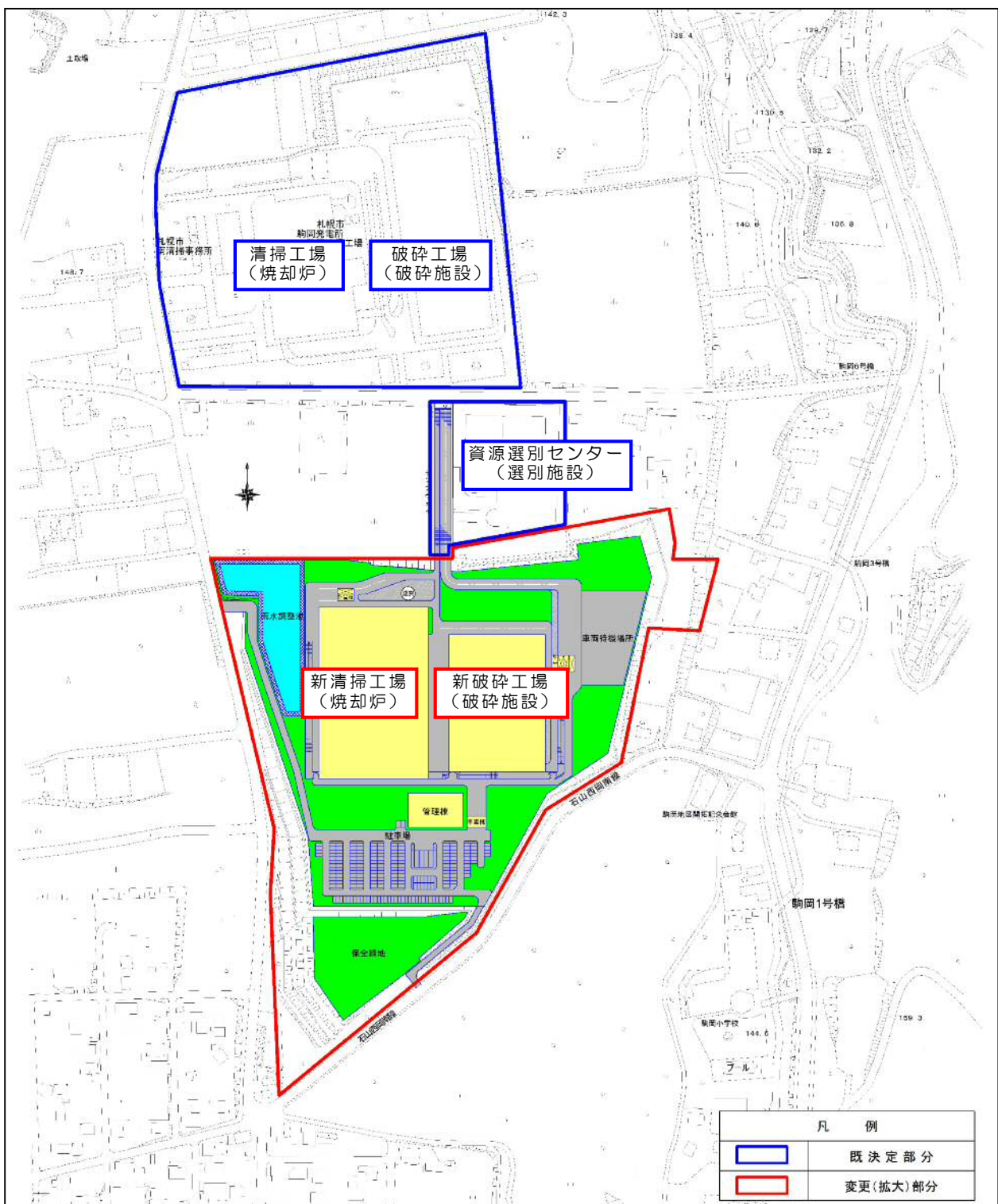
3 理由

- ・札幌市は、平成21年7月に「雑がみ」、「枝・葉・草」の分別収集、家庭ごみの有料化を含む「新ごみルール」の実施により、焼却ごみが大幅に減量し、平成23年3月に篠路清掃工場を廃止した。
- ・現在は、市内にバランスよく配置された、発寒・白石・駒岡の3清掃工場体制にて、効率的な収集体制、安定的な焼却体制を確保しており、今後も当面はこの体制を維持する。



- また、大型ごみの焼却前処理や燃やせないごみの埋立前処理（減容化）を行う破碎工場は、現在、駒岡・発寒・篠路の3箇所で一体的に運用しており、今後も清掃工場と同様にこの体制を維持する必要がある。
- これらの中で、駒岡清掃工場は、昭和60年に竣工し、3清掃工場の中で最も稼働時間が長く、老朽化が進んでいるため、更新が急務となっている。また、駒岡清掃工場と同時期に竣工した駒岡破碎工場も併せて更新する必要がある。
- このたび、都市計画ごみ焼却場に定めている第4清掃工場の清掃工場・破碎工場更新にあたり、第4清掃工場の区域を拡大する変更を行う。

#### 4 施設配置イメージ



## 5 都市計画の変更概要

### 都市計画ごみ処理場（第4清掃工場）の変更

	面積	備考
新	約 <u>151,300 m<sup>2</sup></u>	処理能力 ・焼却炉 600t/24h ・破碎施設 <u>130t/5h</u> ・選別施設 70t/5h
旧	約 <u>69,300 m<sup>2</sup></u>	処理能力 ・焼却炉 600t/24h ・破碎施設 <u>200t/5h</u> ・選別施設 70t/5h

## 6 今後のスケジュール（予定）

平成31年1月	都市計画審議会（諮問）
平成31年度	敷地造成工事着手
平成33年度	新清掃工場・新破碎工場 建設工事着手
平成36年度	新清掃工場・新破碎工場 完成